

.....
ご存知ですか？
.....

かしこく使おう！
次世代住宅
ポイント制度

リフォーム編

最大

30万
ポイント

※ただし、条件により
最大60万ポイント。





かしこく使える！ 次世代住宅ポイント制度 を活用しよう！

1 開口部の断熱改修

開口部の大きさの区分および改修方法に応じて定める下記に示すポイント数に、施工箇所数を乗じて算出したポイント数を発行します。

ガラス交換※1	内窓設置※2・外窓交換	ドア交換
<p>既存窓のガラスを複層ガラスなどに交換。</p>	<p>既存窓の内側に新たに窓を設置し、二重窓に。</p>	<p>既存窓を枠ごと取り除き、新たな窓に交換。</p>
<p>大 1.4㎡以上※3 7,000ポイント</p> <p>中 0.8㎡～1.4㎡未満※3 5,000ポイント</p> <p>小 0.1㎡～0.8㎡未満※3 2,000ポイント</p>	<p>大 2.8㎡以上※4 20,000ポイント</p> <p>中 1.6㎡～2.8㎡未満※4 15,000ポイント</p> <p>小 0.2㎡～1.6㎡未満※4 13,000ポイント</p>	<p>大 開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上※4 28,000ポイント</p> <p>開戸:1.0㎡～1.8㎡未満※4 引戸:1.0㎡～3.0㎡未満※4 24,000ポイント</p>

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。 ※2 内窓交換を含む。 ※3 ガラスの寸法とする。 ※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠または開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

2 外壁・屋根・天井または床の断熱改修

最低使用量以上の断熱材を使用する改修について、施工部位ごとに1戸あたり下記のポイント数を発行します。

外壁	屋根・天井	床
<p>全体改修 100,000ポイント</p> <p>部分改修 50,000ポイント</p>	<p>全体改修 32,000ポイント</p> <p>部分改修 16,000ポイント</p>	<p>全体改修 60,000ポイント</p> <p>部分改修 30,000ポイント</p>

3 バリアフリー改修

<p>手すりの設置</p> <p>便所、浴室、脱衣室、その他の居室および玄関並びにこれらをつなぐ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事。</p> <p>5,000ポイント</p>	<p>1418 フォレストV</p>
<p>段差解消</p> <p>便所、浴室、脱衣室、その他の居室および玄関並びにこれらをつなぐ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事。</p> <p>6,000ポイント</p>	
<p>廊下幅等の拡張</p> <p>介助用の車いすで容易に移動するために通路または出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事。</p> <p>28,000ポイント</p>	
<p>衝撃緩和畳の設置</p> <p>衝撃緩和畳を新設または入替えにより設置する工事(4.5畳以上設置する場合に限る)。</p> <p>17,000ポイント</p>	
<p>ホームエレベーターの新設</p> <p>戸建住宅または共同住宅専有部分に新設する工事。</p> <p>150,000ポイント</p>	

4 その他の対象

<p>A 耐震改修の実施</p> <p>150,000ポイント</p>	<p>B リフォーム瑕疵保険への加入</p> <p>7,000ポイント</p>	<p>C インспекションの実施</p> <p>7,000ポイント</p>
---	---	--



次世代住宅ポイント制度って

Q どんな制度なの？

A 消費税率10%への引き上げ後の支援対策として、一定の性能を有する住宅の新築やリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントが発行される制度です。

Q どんな工事が対象なの？

1 開口部の断熱改修	改修後の開口部が平成28年基準に規定する断熱性能等に適合するように行う工事。 (1)ガラス交換 (2)内窓設置・外窓交換 (3)ドア交換
2 外壁、屋根・天井または床の断熱改修	改修後の外壁、屋根・天井または床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修工事。
3 バリアフリー改修	次のバリアフリー改修工事について、箇所数によらず行う工事。 (1)手すりの設置 (2)段差解消 (3)廊下幅等の拡張 (4)衝撃緩和畳の設置 (5)ホームエレベーターの新設
4 その他の対象	A 耐震改修 耐震基準を満たす耐震改修工事。
	B リフォーム瑕疵保険への加入 対象工事に併せてリフォーム瑕疵保険または大規模修繕工事瑕疵保険へ加入すること。
	C インспекションの実施 既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士が既存住宅状況調査方法基準に従って行う建物状況調査(検査日が2018年12月21日(閣議決定日)以降のもの、共同住宅にあつては、住戸型に限る。)を対象とします。
5 家事負担軽減に資する設備の設置	次の家事負担軽減に資する設備について、設置台数によらず設置する工事。 ●ビルトイン食器洗機 ●ビルトイン自動調理対応コンロ ●掃除しやすいトイレ※1 ●掃除しやすいレンジフード ●浴室乾燥機 ●宅配ボックス
6 エコ住宅設備の設置	次の住宅設備について、設置台数によらず設置する工事。 (1)太陽熱利用システム (2)節水型トイレ※2 (3)高断熱浴槽 (4)高効率給湯機 (5)節湯水栓
7 若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行う一定規模以上のリフォーム	若者または子育て世帯が自ら居住することを目的に既存住宅を購入して行う100万円(税込)以上のリフォーム工事。

※1 エコ住宅設備の節水型トイレとの重複は不可。 ※2 家事負担軽減に資する設備の掃除しやすいトイレとの重複は不可。



各項目別の合計
1ポイント
= 1円相当額
上限 **300,000**ポイント取得!

さらに 既存住宅の 購入により 上限がアップ	世帯の属性	既存住宅購入の有無	1戸あたりの上限ポイント数
	若者・子育て世帯	既存住宅を購入しリフォームを行う場合※1	
上記以外のリフォームを行う場合※2			450,000 ポイント
その他の世帯	安心R住宅を購入しリフォームを行う場合※1		450,000 ポイント
	上記以外のリフォームを行う場合		300,000 ポイント

※1 自ら居住することを目的に購入した住宅について、売買契約締結後3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る。
※2 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。

下記の対象リフォーム工事 ①～⑦の合算ポイントで申請が可能です。

既存住宅を購入し、リフォームを行う場合、各リフォームのポイントが2倍カウント

※1申請あたりの合計ポイント数が20,000ポイント未満の場合は、発行申請不可。



⑤ 家事負担軽減に資する設備の設置

家事負担の軽減につながる設備の部位ごとに下記ポイントが発行されます。

ビルトイン食器洗機 18,000 ポイント	掃除しやすいレンジフード 9,000 ポイント	ビルトイン自動調理対応コンロ 12,000 ポイント	掃除しやすいトイレ^{※1} 18,000 ポイント
食器洗い乾燥機(深型)	ほっとクリーンフード	IHクッキングヒーター(Xシリーズ)	アラウーノ(L150シリーズ)

家事負担軽減設備

ビルトイン食器洗機
電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、組込型であること。

掃除しやすいレンジフード
次の(1)～(3)のすべてを満たすものであること。
(1) 電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。
(2) レンジフードのファンの形態が「遠心送風機型」であること。
(3) 次のa)～d)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべてが①または②の仕様構造になっていること。
a) 整流板 b) グリスフィルター c) ファン d) 油受け皿
① 工具を使用することなく、使用者が着脱可能であること、洗い掃除を可能としているもの。
② レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油煙汚れを除去し易くする目的で、「はつ油(性)処理」※2、「親水(性)処理」※3または「ホーロー(珪藻)処理」※4のいずれかの表面処理を施したものであること。

ビルトイン自動調理対応コンロ
JIS S2103に規定する「ガスこんろ」又は、電気用品安全法に規定する「電磁誘導加熱式調理器」のうち、組込型で(1)及び(2)の機能を有すること。
(1) こんろ部に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。
(2) こんろ部又はグリル部に、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わずに調理する自動調理機能があること。なお、炊飯機能を必須とする。

掃除しやすいトイレ
次の(1)～(3)のいずれかを満たす節水型トイレであること。
(1) 総高さ700mm以下に低く抑えていること。
(2) 背面にキャビネット(造作されたものを除く)を備え、洗浄タンクを内包していること。
(3) 便器ボウル内を除菌※5する機能を備えていること。

浴室乾燥機
電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」、「換気扇」または「ファンコイルユニット及びファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転と連動し、温風で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの(浴室内の天井に設置されるものに限る。)であること。

宅配ボックス
次の(1)～(4)のすべてを満たすものであること。
(1) 安全性、保管箱の防水性等の機能が確保されていること。
(2) 保管箱の剛性、錠の施設強さ等の機械的な抵抗力及び安定性が確保されていること。
(3) 使用時の安全性及び安定性が確保されていること。
(4) 表面の抵抗力、部材の耐食性等の耐久性が確保されていること。



宅配ボックス(住戸専用の場合) 10,000 ポイント	浴室乾燥機 18,000 ポイント
コンボ(シリンダー錠仕様)	オートルーバー暖房換気乾燥機(100V)
宅配ボックス(共用の場合) 10,000 ポイント/ボックス ^{※2}	

※1 エコ住宅設備の節水型トイレと重複は不可。
 ※2 例えば、1の宅配ボックスに4つのボックスが設置されている場合は40,000ポイント

※1 機械的構造により、油煙汚れが付着しにくい部品を除く。
 ※2 はつ油(性)処理とは、油分をはくことで、表面に付着しにくい特徴を有した表面処理をいう。
 ※3 親水(性)処理とは、水となじむ(親和する)ことで、付着した油分を浮かび上がらせて、汚れを落とし易くする特徴を有した表面処理をいう。
 ※4 ホーロー(珪藻)処理とは、表面のガラス質により、表面の平滑性、稠密性が向上することで、油分が染み込み、落とし易くなる特徴を有した表面処理をいう。
 ※5 第3者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

⑥ エコ住宅設備の設置

環境に配慮したエコ住宅設備の部位ごとに下記ポイントが発行されます。

高効率給湯機 24,000 ポイント	節水型トイレ 16,000 ポイント
エコキュート	アラウーノV
高断熱浴槽 24,000 ポイント	節湯水栓 4,000 ポイント
保温浴槽Ⅱ	新W節水シャワー
太陽熱利用システム 24,000 ポイント	

※次世代住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象です。

エコ住宅設備

太陽熱利用システム
強制循環式のもので、JIS A4112:2011に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)

節水型トイレ
JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」または「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、もしくは、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」または「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。

高断熱浴槽
JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。

節湯水栓
JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。

電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)
JIS C9220に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。

潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)
給湯部熱効率が94%以上であること。

潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)
連続給湯効率が94%以上であること。

ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)
電気ヒートポンプの効率が中間期のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が94%以上であること。

高効率給湯機

⑦ 若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行う一定額以上のリフォーム

若者または子育て世帯が自ら居住することを目的に既存住宅を購入して行う100万円(税込)以上のリフォーム工事。

100,000ポイント

次世代住宅ポイント制度早見表(リフォーム)

対象工事の条件

リフォーム

所有者等が施工者に工事を発注(工事請負契約)をして実施するリフォーム

- 条件 1 2019年4月1日～2020年3月31日に工事請負契約・着手したもの
- 条件 2 2018年12月21日～2019年3月31日までに工事請負契約し、着手が2019年10月1日～2020年3月31日となるもの
- 条件 3 2019年10月1日以降に引渡するもの



いずれも引渡しは
2019年10月1日以降

申請期限

ポイント発行申請

2019年6月よりポイント申請スタート(締め切りは予算の執行状況に応じ公表)

原則、工事完了後に申請が可能です。ただし、「リフォーム(1,000万円以上(税込)の工事に限る)」については工事完了前であっても、申請に必要な書類が整い次第、ポイント発行申請が可能です。
※請負金額1,000万円未満のリフォームについてはポイント発行申請が10月以降となります。
工事完了前の申請には、工事完了報告の書類の提出が必要です。

ポイントの商品交換申請

2019年10月頃よりポイントの商品交換申請スタート予定(締め切りは別途公表)

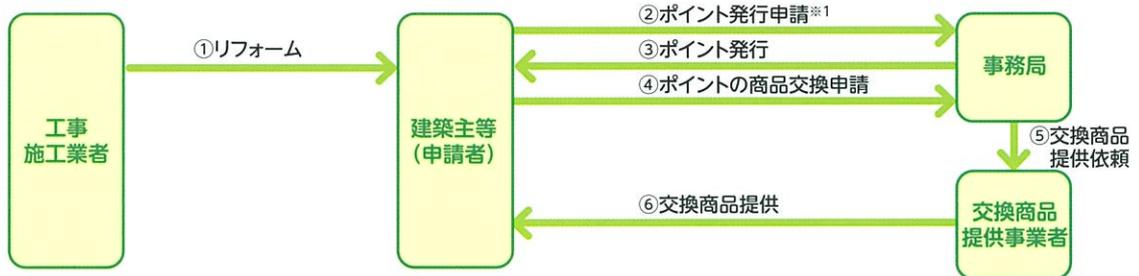
商品交換申請は、複数回に分けて申請することが可能です。
工事完了前に申請され、工事完了報告書類が提出されない場合は、ポイントの商品交換後に返還請求されます。

※申請期間は遅くとも2020年3月末までに締め切り。

※[完了報告期限] 一定規模以上(工事請負契約金額の総額が1,000万円(税込)以上):2020年9月30日
ただし、共同住宅等で耐震改修を実施するもので階数が10以下:2021年3月31日
共同住宅等で耐震改修を実施するもので階数が11以上:2021年9月30日

制度の流れ

※戸別申請で標準的な場合を示したもの



※1 ポイント発行申請は、原則、対象住宅の所有者となる方等が行うが、建築工事の請負事業者や分譲事業者が代理で行うことも可能。

ポイントの商品交換

- 省エネ、環境配慮に優れた商品
- 子育て関連商品
- 防災関連商品、健康関連商品、家事負担軽減に資する商品
- 地域振興に資する商品

次世代住宅ポイント制度に関するお問い合わせ先 ※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。

次世代住宅ポイント事務局
0570-001-339 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝含む)
IP電話からのお問い合わせ先 042-303-1553

パナソニック次世代住宅ポイント相談室
0120-878-020 受付時間 9:00～17:30
※パナソニックの対象商品に関する問い合わせ窓口になります。
※制度全般に関する問い合わせは、国土交通省 次世代住宅ポイント事務局 まで。(土・日・祝日・夏季休暇・年末年始を除く)

●お問い合わせは

パナソニック株式会社 ライフソリューションズ社
ハウジングシステム事業部
住建営業企画部

〒571-8686
大阪府門真市門真1048

© Panasonic Corporation 2019

●印刷物と実物とは多少色柄が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。
このパンフレットの記載内容は2019年6月1日現在のものです。